

# 財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 印南町

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
1,199	1,796	223	3,218

## 1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの 繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	5,375	5,162	213	148	66	5,753	基金繰入金32百万円
同和对策新築家屋貸付金特別会計予算	15	11	3	3	-	42	
指導主事共同設置事業特別会計	22	22	0	0	-	-	
滝ノ岡専用水道事業特別会計	8	6	2	2	-	-	
一般会計等	5,413	5,195	218	153	-	5,795	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除(純計)したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

## 2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等繰入見込額	備考
宅地造成事業特別会計	57	30	27	0	-	188	28	
簡易水道事業特別会計	170	158	12	12	15	757	239	
農業集落排水事業特別会計	148	141	7	7	38	922	657	
国民健康保険事業特別会計	1,290	1,258	32	32	87	-	-	
老人保健医療事業特別会計	4	4	0	0	-	-	-	
介護保険事業特別会計	799	779	19	19	134	-	-	
後期高齢者医療特別会計	249	247	2	2	155	-	-	
公営企業会計等計				72		1,867	924	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。  
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの 繰入金	企業債(地方債) 現在高	左のうち一般会計 等負担見込額	備考
和歌山県総合事務組合	8,293	8,277	16	16	811	-	-	
御坊市外五ヶ町病院経営事務組合	5,652	5,536	116	2,054	522	4,540	572	
御坊日高老人福祉施設事務組合(普通会計)	581	566	15	15	156	460	49	
御坊日高老人福祉施設事務組合(公営企業)	1,121	954	57	57	111	312	30	
日高広域消防事務組合	907	891	16	16	27	102	16	
御坊広域行政事務組合	2,695	2,632	63	59	1,004	1,779	240	
和歌山県後期高齢者医療広域連合(普通会計)	1,230	1,177	53	53	-	-	-	
和歌山県後期高齢者医療広域連合(特別会計)	121,165	116,598	4,567	4,567	1,110	-	-	
和歌山地方税回収機構	153	127	53	53	-	-	-	
一部事務組合等計				6,890		7,193	907	

#### 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
地方公社・第三セクター等 計									

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

#### 5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	1,980	2,124	144
減債基金	342	344	2
その他充当可能基金	1,967	2,158	191
充当可能基金計	4,289	4,626	337

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

#### 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	3.91	4.75	0.84	△15.00	△20.00	簡易水道事業特別会計	—	—	—
連結実質赤字比率	7.53	7.00	△ 0.53	△20.00	△40.00	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	10.9	9.4	△ 1.50	25.0	35.0	宅地造成事業特別会計	—	—	—
将来負担比率	—	—	—						
財政力指数	0.35	0.35	0.0						
経常収支比率	85.3	79.0	△ 6.3						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。  
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。  
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成21年度決算における基準である。